

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準案の概要

平成18年8月29日

国土交通省道路局

これまで、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）に基づく「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年建設省令第40号）に依って道路の移動円滑化を図ってきましたが、旅客施設や官公庁、福祉施設等を連絡するバリアフリー歩行空間のネットワーク形成があまり進捗していないため、2mの有効幅員の歩道設置が著しく困難な場合、有効幅員の考え方について以下のとおり選択肢を追加することを検討しています。

（歩道の有効幅員について）

ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路のうち、歩行者の交通量が多くない道路において、有効幅員を最低2m確保することが著しく困難な区間については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違えることができる歩道（有効幅員1.5m以上）を整備すればよいという考え方を追加することを検討しています。その場合、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮するものとします。

（歩道の設置について）

ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路のうち、歩道の設置自体が著しく困難な道路については、高齢者・障害者等の通行の安全を確保するため、自動車を減速させるための措置を講ずるものとする考え方を追加することを検討しています。

なお、上記変更に関する部分以外については、従前どおりとする方向で検討しています。

（参考）

- ・「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年建設省令第40号）  
<http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/20001114/20001114-1s.html>
- ・平成18年度 第1回 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 資料  
<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/design/1s.html>